

1 月 16 日から、「豊島区役所は 19 時一斉消灯」

～全庁一丸となってワークスタイル変革を推進～

豊島区は 1 月 16 日から、職員のワークスタイルの変革へ向けた取組みとして、本庁舎執務室（会議室など一部を除く）の照明を 19 時に一斉自動消灯を実施する。出先機関についても、手動による消灯を実施する。

これは、働く個々の意識ならびに、社会、組織の考え方を改め、ワーク・ライフ・バランスを進めていく取組みの一つ。仕事と生活の調和のとれた働き方を実現するためには、長時間労働の是正及び削減や年次有給休暇等の取得促進など、これまでの働き方を見直すことが必要であり、全庁一丸となってワークスタイル変革を推進するのが目的。

背景には、職員の月平均残業時間は 9.2 時間（平成 27 年度）であるが、作業量の多い一部の部署では、恒常的に数十時間に及んでいる実態がある。

本区では、昨年 5 月に管理職で構成する「ワークスタイル検討 P T」を設置、同 7 月には、係長や主任主事を中心とした職員で構成する「ワークスタイル・ワークショップ」を設置して、業務改善、仕事の進め方、制度の見直しなど、長時間労働を是正する方策やワークスタイルを変革するための検討を進めてきた。これまで「会議の新ルール（ワークスタイル変革）」、「20 時間以上超過勤務を行った職員の報告の徹底」、「超過勤務縮減のための新ルール」などに取り組み、職員の超過勤務時間については、前年度比較で約 8% 減の成果を上げている。

さらに今回の「19 時一斉消灯」を行うことで、業務の平準化や計画的な業務推進を図り、長時間勤務を抑制してワーク・ライフ・バランスを実現していく。

区の山野邊暢行政経営課長は「19 時一斉消灯は、単に超過勤務時間の抑制を目的とするのではなく、全ての職員が働き方を見直し、組織をあげて業務の効率化やマネジメントの徹底に取り組む契機としたい」と語っている。

①本庁舎の実施内容

開始日：1 月 16 日

場所：本庁舎全執務室

時間：19 時

曜日：月～金（土日は業務終了次第消灯）

②方法

自動消灯（会議室等は除く）

③再度点灯が必要な場合

事前（当日 17 時まで）に所属長へ申請し許可を得て、職員が手動で再度点灯する。

再度点灯した職場においても 20 時には完全消灯とする（自動消灯）。20 時以降も業務を行う必要がある場合は、事前に所属部長へ申請し許可を得る。

④管理職による見回り

必要に応じて所属の管理職による見回りを実施する。

問い合わせ：行政経営課長